

平成 20 年 2 月 20 日

空港を活用した国内観光振興
プロモーション実行委員会

空港を活用した国内観光振興プロモーションの募集概要について

平成 20 年度に羽田空港国内線旅客ターミナルビル内において行う実験的なプロモーションの募集についての概要は下記のとおりです。

なお、企画書の提出に際しては、事前に下記受付窓口まで詳細をお問合せ下さい。

記

1. プロモーションの実施概要

(1) 実施場所

- ①羽田空港第 1 旅客ターミナル：2 階マーケットプレイス 指定範囲
 - ②羽田空港第 2 旅客ターミナル：地下 1 階モノレール改札横 指定範囲
- ※上記①、②双方またはどちらかを選択して実施可能。
※具体的な位置は別紙 1 を参照。

(2) 実施日程・実施時間

- ・実施日程は次のいずれかの月における連続する 3 日間。

平成 20 年			平成 21 年
5月14日～16日	8月27日～29日	11月 5日～ 7日	1月14日～16日
6月 4日～ 6日	9月 3日～ 5日	12月 3日～ 5日	2月 4日～ 6日
7月 2日～ 4日	10月 1日～ 3日		3月11日～13日

※カレンダーは別紙 2 を参照。

- ・実施時間は午前 10 時から午後 7 時までのうち、主催者が希望する時間帯。

(3) 費用負担

主催者による実費負担。ただし、スペース利用料は無償（詳細は受付窓口にお問い合わせ下さい）。

2. 公募主体

空港を活用した国内観光振興プロモーション実行委員会

- ・構成員：(社)日本観光協会、航空会社（株）日本航空インターナショナル、全日本空輸（株）、日本空港ビルデング（株）、国土交通省（航空局（管理課、航空事業課、東京空港事務所）、総合政策局（観光地域振興課））
- ・事務局：国土交通省総合政策局観光地域振興課

3. 応募者及び主催者、応募条件

- ・ 応募者及び主催者は、地方公共団体（単独又は共同）又は地方公共団体が構成員である観光振興団体とする。
- ・ 応募者は、プロモーション期間中に、空港利用者によるプロモーションへの反響や満足度についてアンケート調査（100名程度）を実施すること。
- ・ 販売行為や金銭授受が伴う営業行為は禁止する。
- ・ その他の条件については、日本空港ビルデング(株)が定める取り決めによる。

4. 応募手続、選定基準等

(1) 募集期間

平成20年2月20日～3月19日

(2) 申請方法

プロモーション企画申請書を受付窓口に提出する。申請書の様式は別紙3を参照。

(3) 選定基準

プロモーション希望日時及び場所について、複数の応募者が競合する場合、予め申請された希望順位を前提に審査を行う。この場合、以下の①②に該当する者を優先し、国内航空需要喚起や観光振興の必要性を踏まえ総合的に検討する。

①国内の広域連携による観光振興促進のため、複数自治体等による応募を優先

②政府による8道県支援を踏まえ、8道県（※）が関係する場合を優先

※平成19年度地方再生モデルプロジェクト対象地域：

北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

また、企画内容についてもPR効果の観点から実行委員会が審査を行い、上記優先基準との勘案により、日時及び場所の配分を決定する。

(4) 選定後の通知

(3)の審査の後、実行委員会より各申請者に対して各申請者に回答を行う。その後、申請者は日本空港ビルデング(株)との間で実務的な手続きについて調整する。

(5) 実施計画の公表

プロモーション実施計画については、実行委員会から対外的に公表する。

5. その他

遵守規則、運営管理、禁止行為等、その他必要な事項は日本空港ビルデング(株)の定めによる。

6. 受付窓口

日本空港ビルデング(株) 広報室（担当：大坪）

東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル

電話 03-5757-8030